

湖沼における環境基準の類型指定見直しについて

湖沼類型指定見直し専門委員会

1 見直しの趣旨

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法 第16条第1項の規定により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準が定められている。

このうち、生活環境の保全に関する環境基準については類型に応じた基準が定められ、水域の利用目的等を勘案して水域ごとに都道府県（二以上の都道府県の区域にわたる水域は国）が水域類型を指定することとされており、県内では39河川、15湖沼が類型指定されている。

この水域類型の指定は利水の変更や水質の変化等に伴い適宜改訂するものとされているが、県内では当初の類型指定以降の改訂が行われていないため、環境基準達成率が低い湖沼の類型指定について検討を行う。

2 これまでの検討状況

(1) 委員

委員長	沖野 外輝夫	(信州大学 名誉教授)
委員長代理	宮原 裕一	(信州大学理学部湖沼高地教育研究センター諏訪湖臨湖実験所 教授)
委員	小松 一弘	(信州大学工学部水環境・土木工学科 教授)
〃	酒井 美月	(長野工業高等専門学校工学科都市デザイン系 教授)
〃	高村 典子	(国立研究開発法人国立環境研究所 客員研究員)
〃	朴 虎東	(信州大学理学部理学科 教授)

(2) 開催状況

【第1回専門委員会】 令和4年7月29日(金)

○県内湖沼の概況、環境基準の達成状況、対象湖沼の絞り込みの考え方等について審議

【第2回専門委員会】 令和4年9月12日(月)

○対象湖沼の絞り込みと類型指定見直しの素案等について審議

専門委員会開催に先立ち、現地視察(丸池、琵琶池、野尻湖)を実施

【第3回専門委員会】 令和5年1月16日(月)

○地元関係者からの意見聴取結果や湖沼類型指定見直し(案)について審議

○主な意見

- ・遊漁者による漁獲が主である湖沼は漁獲量の正確な把握が難しくなっているため、今後の見直しに際しては、遊漁者数データを活用した漁獲量の推計等も検討されたい。
- ・次回以降の類型指定の見直しの際に参考となるよう、今回見直し対象とならなかった湖沼の詳細なデータについても、参考資料として添付すべき。

3 関係者からの意見聴取

AA類型からA類型への見直しの検討対象となった湖沼(中綱湖・木崎湖・野尻湖)について、地元漁協等からの意見聴取を実施した結果、AA類型の水産利用における代表的魚種であるヒメマスは主要な漁業権魚種ではなく、現況水質においてもその生息に支障が生じていないことが確認された。

4 パブリックコメント

○募集期間 令和4年12月6日(火)から令和5年1月5日(木)

○周知方法 県ホームページへの掲載、プレスリリース、関係機関への通知

○結果 意見の提出なし

5 類型指定見直し（案）について

県指定の14湖沼について、水域の利用状況の変化や環境基準達成状況等に基づき、見直しの検討対象とする湖沼を絞り込み、汚濁負荷の割合、将来水質の予測データ等を踏まえて総合的に検討した。

(1) COD等

水系	類型		達成期間	
	現状	見直し（案）	現状	見直し（案）
猪名湖（松原湖）	A	A	イ	イ
女神湖	A	A	イ	ハ
大座法師池	A	A	イ	ハ
丸池	A	A	ロ	イ
琵琶池	A	A	ロ	イ
みどり湖	A	A	イ	ハ
美鈴湖	A	A	イ	ロ
青木湖	A A	A A	イ	ハ
中綱湖	A A	A	ロ	イ
木崎湖	A A	A	ロ	イ
諏訪湖	A	A	ハ	ハ
白樺湖	A	A	ロ	ロ
蓼科湖	A	A	ロ	イ
野尻湖	A A	A	ハ	イ

(2) 全燐

水系	類型		達成期間	
	現状	見直し（案）	現状	見直し（案）
青木湖	I	I	イ	イ
中綱湖	II	II	ハ	イ
木崎湖	II	II	ハ	イ
諏訪湖	IV	IV	ハ	ロ
野尻湖	I	I	ハ	ロ

(3) 全窒素

水系	類型		達成期間	
	現状	見直し（案）	現状	見直し（案）
諏訪湖	IV	IV	ハ	ロ

※達成期間

イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成、ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

5 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和5年1月	長野県環境審議会答申
3月	告示